入院費の自己負担（支払い金額）を軽減するための手続き

ステップ１

70歳未満の方の場合

所得区分	医療費／月（高額該当３回まで）	4回目以降	食事代
①区分ア（上位）	252,600円＋（総医療費－842,000円円）×1%	140,100円	510円／1食
②区分イ（上位）	167,400円＋（総医療費－558,000円）×1%	93,000円	
③区分ウ（一般）	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1%	44,400円	
④区分エ（一般）	57,600円	44,400円	
⑤区分オ （市町村民税非課税）	35,400円	24,600円	240円／1食

※　上記の扱いにするためには、マイナ保険証（保険料利用登録を行ったマイナンバーカード）の提示を行う際、「限度額情報の表示」に同意いただくか、加入されている医療保険の保険者が発行する減額認定証を被保険者証等に添えて医療機関の窓口に提出してください。

※　申請窓口は、現在加入されている医療保険の保険者（健康保険組合、全国健康保険協会、市町村（国民健康保険後期高齢者医療制度）、国民健康保険組合、共済組合）となります。

●「限度額適用認定証」の申請方法については、『3階　受付』までお問い合わせください。

ステップ2

上記の手続きをされた上で入院費のお支払いが困難な方には

●当院は、医療費の減額について、ご相談ができる病院（無料低額診療事業実施病院）です。
●詳しくは、３階受付までご相談ください。

〈相談可能な１ヶ月の収入の目安〉

●1人暮らし　9～10万円／月
●高齢者夫婦で年金生活　15万円／月
●30歳代の夫婦・子供2人の4人家族　25万円／月
●30歳代のひとり親・子供2人の3人家族　25万円／月

済生会大阪北リハビリテーション病院

入院費の自己負担（支払い金額）を軽減するための手続き

ステップ1

70歳以上の方の場合

所得区分	医療費／月（高額該当３回まで）	4回目以降	食事代
Ⅲ　課税所得 690万円以上の方	252,600円＋（総医療費－842,000円円）×1%	140,100円	510円／1食
Ⅱ　課税所得 380万円以上の方	167,400円＋（総医療費－558,000円）×1%	93,000円	
Ⅰ　課税所得 145万円以上の方	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1%	44,400円	
課税所得 145万円未満の方	57,600円	44,400円	
Ⅱ　住民税非課税世帯	24,600円		240円／1食 ※90日超 180円／1食
Ⅰ　住民税非課税世帯 （年金収入80万円以下など）	15,000円		110円／1食

※ ［　　］の方はマイナ保険証（保険料利用登録を行ったマイナンバーカード）の提示を行う際、「限度額情報の表示」に同意いただくか、加入されている医療保険の保険者が発行する「限度額適用・標準負担額認定証」を被保険者証等に添えて医療機関の窓口に提出してください。

※　申請窓口は、現在加入されている医療保険の保険者（健康保険組合、全国健康保険協会、市町村（国民健康保険後期高齢者医療制度）、国民健康保険組合、共済組合）となります。

●「限度額適用・標準負担額認定証」の申請方法については、『3階　受付』までお問い合わせください。

ステップ2

上記の手続きをされた上で入院費のお支払いが困難な方には

●当院は、医療費の減額について、ご相談ができる病院（無料低額診療事業実施病院）です。
●詳しくは、３階受付までご相談ください。

〈相談可能な１ヶ月の収入の目安〉

●1人暮らし　9～10万円／月
●高齢者夫婦で年金生活　15万円／月
●30歳代の夫婦・子供2人の4人家族　25万円／月
●30歳代のひとり親・子供2人の3人家族　25万円／月

済生会大阪北リハビリテーション病院